

第4編

手術料

公益財団法人 労災保険情報センター

copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト144・145頁

四肢加算

1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

2.0倍

手及び手の指
(手関節含む)

創傷処理
皮膚切開術
デブリードマン
筋骨格系・四肢・体幹の手術
神経の手術
血管の手術

ポイント①
形成の手術は対象外!

手の指に係る
〔創傷処理(達しないもの)
骨折非観血的整復術
労災独自の点数で算定のため対象外!

copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト146頁 147頁

四肢加算

ポイント

四肢加算の対象ではないもの

通則の加算 通則12 (時間外等の加算) は四肢加算の対象!

医療機器等加算

特定保険医療材料料

薬剤料・輸血料・麻酔料

RIC copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト146頁

算定例6 右肩甲骨にK046骨折観血的手術を行った場合

労災	健保
骨折観血的手術1 <small>四肢加算</small> 21,630 × 1.5 = 32,445点	21,630点
C型肝炎感染患者加算 1,000点	1,000点
閉麻5(口) 6,000点	6,000点
合計 39,445点	28,630点

通則11 (C型肝炎感染患者加算) 麻酔料 **四肢加算 不可**

copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト158頁

手の指に係る創傷処理

筋肉・臓器に達しないもの

労災独自の点数

指1本	1,060点
指2本	1,590点
指3本	2,120点
指4本	2,650点
指5本	2,650点

四肢加算不可!

RIC copyright©2024RIC All Rights Reserved

テキスト159頁

算定例2 第2指、第3指の挫創に対し、次のように創傷処理とデブリードマンを行った場合

①手の指
達しないもの

②手の指
達するもの

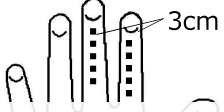
③足の指
達しないもの

copyright©2024RIC All Rights Reserved

算定例2

① 手の第2指、第3指の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

① 達しないもの ➡ 労災独自の点数

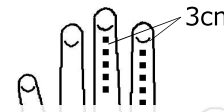


創傷処理(達しないもの)指2本 1,590点
 デブリードマン加算 100点 × 四肢加算 2.0 = 200点
 合計 1,790点

算定例2

② 手の第2指、第3指の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達するもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

② 達するもの ➡ 健保点数の2.0倍 (四肢加算)



創傷処理2 (1,880点 + デブリードマン加算 100点) × 四肢加算 2.0 = 3,960点

算定例2

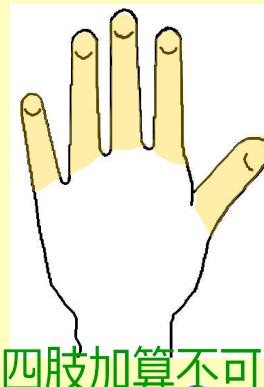
③ 足の第2趾、第3趾の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

③ 足の指 (達しないもの) ➡ 健保点数の1.5倍 (四肢加算)



創傷処理5 (950点 + デブリードマン加算 100点) × 四肢加算 1.5 = 1,575点

手の指に係る骨折非観血的整復術



四肢加算不可!

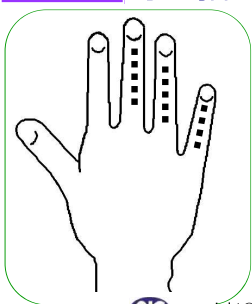
労災独自の点数

指1本	2,880点
指2本	4,320点
指3本	5,760点
指4本	7,200点
指5本	7,200点

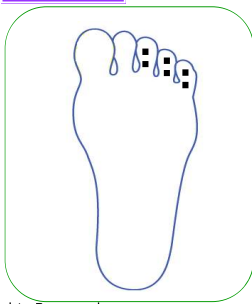
算定例3・4

第3指、第4指、第5指の骨折に
K044骨折非観血的整復術を行った場合

算定例3 手の指



算定例4 足の指



算定例3

手の第3指、第4指、第5指の骨折に対し
K044骨折非観血的整復術を行った場合

手の指

➡ 労災独自の点数



骨折非観血的整復術 (指3本) 5,760点

算定例4

テキスト160頁

足の第3趾、第4趾、第5趾の骨折に対し
K044骨折非観血的整復術を行った場合



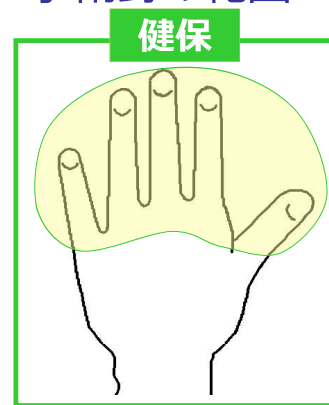
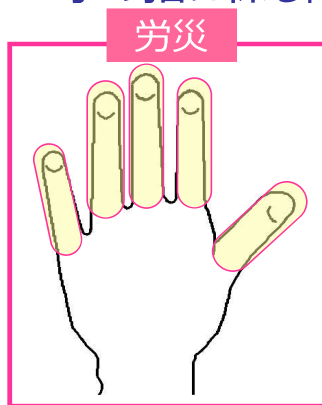
足の指

➡ **健保点数の1.5倍** (四肢加算)

骨折非観血的整復術3 四肢加算
1,440点 × 1.5 = 2,160点

テキスト161頁

創傷処理(達しないもの) 骨折非観血的整復術
手の指に係る同一手術野の範囲



算定例7

テキスト166頁

左手指に次の手術を行った場合
第1指 K044 骨折非観血的整復術
第2指 K000 創傷処理(達しないもの) 3cm

労災

通則14(4)-ア

骨折非観血的整復術(指1本) 2,880点
創傷処理(達しないもの)(指1本) 1,060点

合計 3,940点

健保

通則14(4)-イ

骨折非観血的整復術(指1本) 1,440点
~~創傷処理(達しないもの)(指1本) 530点~~

合計 1,440点

例題

左手指に次の手術を行った場合

第1指 K044 骨折非観血的整復術
第2指 K000 創傷処理(達するもの) 3cm

労災

通則14(4)-工

骨折非観血的整復術(指1本) 2,880点
~~創傷処理1(達するもの) 四肢加算
1,400点 × 2.0 = 2,800点~~

合計 2,880点

テキスト183・184頁

手指の機能回復指導加算

手関節以下

190点(1回限り)

創傷処理
皮膚切開術
デブリードマン
筋骨格系・四肢・体幹の手術

ポイント①

時間外等の加算
四肢加算
...算定不可

神経の手術
血管の手術
形成の手術
...対象外!

テキスト188頁

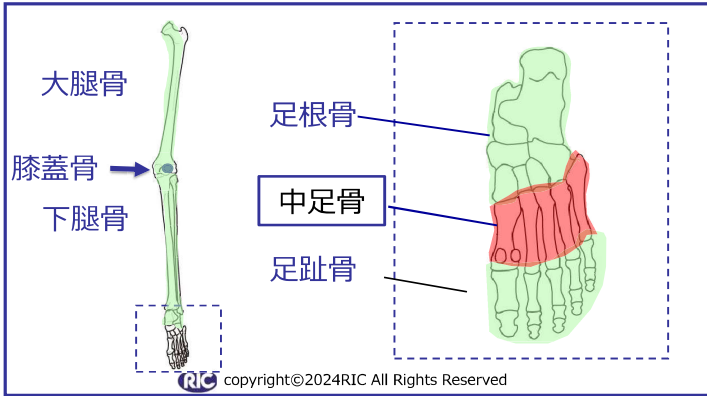
拡充 術中透視装置使用加算

220点

	対象部位	対象手術
ア	大腿骨、下腿骨、 上腕骨、前腕骨、 手根骨、中手骨、 手の種子骨、指骨、 足根骨、膝蓋骨、 足趾骨、 中足骨、 鎖骨	骨折観血的手術 骨折経皮的鋼線刺入固定術 骨折非観血的整復術 関節脱臼非観血的整復術 関節内骨折観血的手術
イ	脊椎	経皮的椎体形成術 脊椎固定術、椎弓切除術、 椎弓形成術

拡充 術中透視装置使用加算

220点



copyright©2024RIC All Rights Reserved

拡充 術中透視装置使用加算

220点

対象部位	対象手術
ウ 骨盤	骨盤骨折非観血的手術 腸骨翼骨折観血的手術 寛骨臼骨折観血的手術 骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く)

copyright©2024RIC All Rights Reserved

拡充 術中透視装置使用加算

220点

ポイント① 四肢加算 算定不可

copyright©2024RIC All Rights Reserved

拡充 術中透視装置使用加算

220点

ポイント① 四肢加算 算定不可

ポイント②

- ① 手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨 又は足根骨、足趾骨及び中足骨について、複数の手術を同時に行い、術中透視装置を使用した場合、併せて1回の算定
- ② 右手、左手 又は 右足、左足にそれぞれ手術を行い、術中透視装置をそれぞれの手 又は足に使用した場合、それぞれ1回まで算定

初診時ブラッシング料

91点

同一傷病につき1回(初診時)

ポイント

- ① 四肢加算 算定不可
- ② 時間外加算 算定可
- ③ デブリードマン (デブリードマン加算含む) 重複算定不可

初診時ブラッシング料を含む処置、手術の点数の合計が **150点以上** の場合に限る!

copyright©2024RIC All Rights Reserved

第 5 編

その他の特例

公益財団法人 労災保険情報センター

copyright©2024RIC All Rights Reserved

算定例2

テキスト193頁

初診時に次の処置を行った場合

右上腕部 創傷処置 20cm² ブラッシング
 右手部 創傷処置 10cm² ブラッシング

四肢加算

右上腕部 創傷処置 1 52点 × 1.5 = 78点

四肢加算

右手部 創傷処置 1 52点 × 2.0 = 104点

初診時ブラッシング料 91点

合計 273点

算定例4①

テキスト194頁

初診時(時間外)に左手背に
 創傷処置10cm²、ブラッシングを行った場合

創傷処置1 四肢加算 ブラッシング料

52点 × 2.0 + 91点 = 195点 > 150点

⇒ 時間外加算 算定可

四肢加算 時間外加算

創傷処置1 52点 × 2.0 × 1.4 = 146点

初診時ブラッシング料 91点 × 1.4 = 127点

合計 273点

算定例4②

テキスト194頁

初診時(時間外)に前額部に
 創傷処置10cm²、ブラッシングを行った場合

創傷処置1 ブラッシング料

52点 + 91点 = 143点 < 150点

⇒ 時間外加算 算定不可

創傷処置1 52点

初診時ブラッシング料 91点

合計 143点

固定用伸縮性包帯

テキスト199頁

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

医師の診断に基づき、処置及び手術において、
 頭部・頸部・躯幹・四肢に使用を必要と認めた
 場合

ポイント

①患部の固定のために
 使用した場合

湿布・ガーゼ等が
 ずれないように巻いた
 場合は 算定不可!

算定例

テキスト199頁

右手関節部捻挫に対し
 固定用伸縮性包帯(購入価格450円)を
 使用し、患部の固定を行った場合

四肢加算

創傷処置 1 52点 × 2.0 = 104点

固定用伸縮性包帯

購入価格

450円 ÷ 10円 = 45点

合計 149点

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯
 膝・足関節の創部固定帯

テキスト200頁

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

健保点数表の

腰部、胸部又は頸部固定帯加算(170点)が算定
 できる場合

◇ 実費相当額 > 170点 ⇒ 実費相当額を算定

◇ 実費相当額 < 170点 ⇒ 170点を算定

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯、
 膝・足関節の創部固定帯も、同様の取扱い

腰部に対し腰部固定帯(購入価格3,500円)を使用し、患部の固定を行った場合

腰部固定帯固定	35点
腰部固定帯 購入価格	
$3,500円 \div 10円 = 350点$	
合計	385点

期間延長 労災電子化加算

5点 (内訳書1件につき)

対象

電子情報処理組織の使用 又は
光ディスク等を用いた診療費請求を
行った場合

(令和8年3月診療分まで)

第6編

労災診療費の請求手続き

公益財団法人 労災保険情報センター

帳票の種類 請求書

- 労働者災害補償保険
診療費請求書
…診機様式第1号
- 検査に要した費用等
請求書(指定医療機関用)
…診機様式第1号の2

帳票の種類 内訳書 (レセプト)

[短期給付]

- 診療費請求内訳書
(入院用)
…診機様式第2号
- 診療費請求内訳書
(入院外用)
…診機様式第3号

帳票の種類 内訳書 (レセプト)

[傷病(補償)年金]

- 傷診療費請求内訳書
(入院用)
…診機様式第4号
- 傷診療費請求内訳書
(入院外用)
…診機様式第5号

記入要領

診療費請求内訳書 (レセプト)

診療費請求書 (レセプト) 印刷フォーマット第3号

1 2 3 4 5 6 7 〇〇〇病院

3 4 7 2 2 1 3

1 2 1 0 5 1 2 3 4 5 6 0 0 0

5 〇 〇 〇 6 0 5 9 〇 〇 〇 4 0 6

9 〇 〇 〇 4 0 6 - 9 〇 〇 〇 4 3 0

6

労働者の氏名 労働 一男 (〇〇歳) 傷病の部位及び傷病名 右足第1指骨折

事業場の名称 △△△株式会社 傷病の経過 積み荷を右足に落とし来院。右足第1指骨折に対しギプス固定し経過観察中。

記入要領

診療費請求内訳書 (レセプト)

診療費請求書 (レセプト) 印刷フォーマット第3号

1 2 3 4 5 6 7 〇〇〇病院

3 4 7 2 2 1 3

1 2 1 0 5 1 2 3 4 5 6 0 0 0

5 〇 〇 〇 6 0 5 9 〇 〇 〇 4 0 6

9 〇 〇 〇 4 0 6 - 9 〇 〇 〇 4 3 0

6

労働者の氏名 労働 一男 (〇〇歳) 傷病の部位及び傷病名 右足第1指骨折

事業場の名称 △△△株式会社 傷病の経過 積み荷を右足に落とし来院。右足第1指骨折に対しギプス固定し経過観察中。

枝番号なしの場合、下3桁には必ず"000"を記入

負傷又は発病した日

記入要領

診療費請求内訳書 (レセプト)

診療費請求書 (レセプト) 印刷フォーマット第3号

1 2 3 4 5 6 7 〇〇〇病院

3 4 7 2 2 1 3

1 2 1 0 5 1 2 3 4 5 6 0 0 0

5 〇 〇 〇 6 0 5 9 〇 〇 〇 4 0 6

9 〇 〇 〇 4 0 6 - 9 〇 〇 〇 4 3 0

6

労働者の氏名 労働 一男 (〇〇歳) 傷病の部位及び傷病名 右足第1指骨折

事業場の名称 △△△株式会社 傷病の経過 積み荷を右足に落とし来院。右足第1指骨折に対しギプス固定し経過観察中。

記入要領

診療費請求内訳書 (レセプト)

診療費請求書 (レセプト) 印刷フォーマット第3号

1 2 3 4 5 6 7 〇〇〇病院

3 4 7 2 2 1 3

1 2 1 0 5 1 2 3 4 5 6 0 0 0

5 〇 〇 〇 6 0 5 9 〇 〇 〇 4 0 6

9 〇 〇 〇 4 0 6 - 9 〇 〇 〇 4 3 0

6

労働者の氏名 労働 一男 (〇〇歳) 傷病の部位及び傷病名 右足第1指骨折

事業場の名称 △△△株式会社 傷病の経過 積み荷を右足に落とし来院。右足第1指骨折に対しギプス固定し経過観察中。

記入要領

労働者災害補償保険診療費請求書

労働者災害補償保険診療費請求書 印刷フォーマット第1号

金額の頭に¥マーク

1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7

9 〇 6 〇 4

添付レセプトの最新の診療年月

労働 一男 ほか、〇〇名に対する診療費の内訳は、別紙内訳書のとおり。

上記の金額を請求します。

令和6年度

労災診療費算定実務講座

公益財団法人 労災保険情報センター